

答 申 情 第 1 9 4 号
令 和 7 年 4 月 2 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年7月23日付け行総庁第6号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

特定屋外喫煙場所の設置に至る経緯が分かる文書の不存在による非公開決定事案（諮問
情第303号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年2月20日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「市役所分庁舎4階に設置された特定屋外喫煙場所について設置に至る経緯が分かる文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

※ 上記以外の請求については、本件審査請求の争点とされていないため、記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年3月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る公文書について、作成及び取得していないため。

- (3) 審査請求人は、令和6年6月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、「市役所分庁舎4階に設置された特定屋外喫煙場所について設置に至る経緯が分かる文書」である。

- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

処分庁は、庁舎管理業務の一環として、本市庁舎内における喫煙場所の設置や管理を行っている。

本市庁舎内における喫煙場所の設置は、設置を検討している場所が喫煙場所としての設置要件等を満たしているかを処分庁において判断したうえで行っている。よって、喫煙場所の設置に至るには、喫煙場所としての設置要件等を満たしているかを処分庁において判断することで足り、設置に至る経緯が分かる文書を必ずしも作成する必要はない。また、必要に応じて関係部署と協議は行うものの、口頭で協議しており、必ずしも協議した文書等を作成しているものではない。

したがって、今回の喫煙場所設置についても、処分庁において、喫煙場所の設置要件等を満たしていることを確認したうえで、設置を行っており、設置に至る経緯が分かる文書は作成しておらず、

請求に係る公文書は存在しない。また、設置前に行った保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（以下「健康長寿企画課」という。）との協議については、口頭で行われており、請求に係る公文書を作成及び取得していないため、存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

市役所分庁舎 4 階に設置された特定屋外喫煙場所については、受動喫煙防止対策を所管する健康長寿企画課と庁舎管理課間で協議したうえで、設置されている。当該協議に係る文書は特定の対象とされるべき文書である。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、本市市役所分庁舎 4 階にある特定屋外喫煙場所の設置に至る経緯が分かる文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、特定屋外喫煙場所の設置要件を満たしていることを確認したうえで特定屋外喫煙場所の設置を行っており、設置に至る経緯が分かる文書は作成しておらず、また、健康長寿企画課との協議は口頭で行われているため、当該協議に係る文書も作成及び取得していないと主張している。

イ 一方、審査請求人は、市役所分庁舎 4 階に設置された特定屋外喫煙場所は、健康長寿企画課と処分庁で協議したうえで設置されていることから、当該協議に係る文書を特定すべきと主張している。

ウ 当審議会において、特定屋外喫煙場所の設置要件について、根拠規定等の有無、及び市の規定等があれば文書として存在しないのかを処分庁に確認したところ、健康増進法（以下「法」という。）第 28 条第 13 号で設置要件が定められているとのことであった。また、設置要件の充足については法に基づいて処分庁として判断を行っているため、より具体的な判断基準を示す文書は存在しないとのことであった。

エ あわせて、当該特定屋外喫煙場所が設置要件を満たしているかどうかを確認する過程で、健康長寿企画課とどの程度の協議をしたのかを処分庁に確認したところ、処分庁の担当者が喫煙場所を特定し、健康長寿企画課の担当者に「法第 28 条第 13 号の関係で設置に問題はないか」とい

うことを、電話で確認した程度とのことだった。

オ 上記ウ及びエから、処分庁が法第28条第13号に基づき喫煙場所を特定し、法による事業の所管課である健康長寿企画課に、設置にあたり法的に問題がないかを口頭で確認していた事情を踏まえると、協議に係る文書等を含め、特定屋外喫煙場所の設置に至る経緯が分かる文書を作成及び取得していないとの処分庁の主張に特段不自然な点はなく、当審議会としては、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 7月23日 諮問

8月22日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 3月25日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第11回会議）

4月21日 審議（令和7年度第1回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）